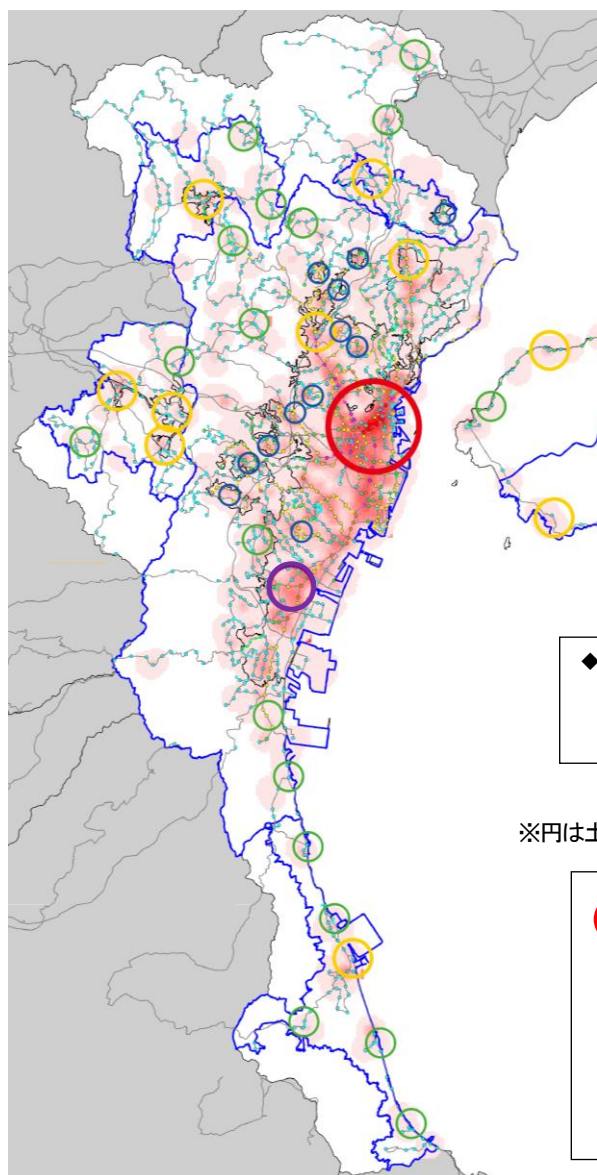


## 4. 都市機能誘導区域

### 4.1 都市機能誘導区域の設定方針

鹿児島都市 計画区域	一定の密度が保たれている市街化区域内は、土地利用ガイドプランの中心市街地や副都心、地域生活拠点、団地核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
吉田都市 計画区域	人口密度が高い用途地域等を中心に、土地利用ガイドプランの地域生活拠点、団地核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
松元都市 計画区域	比較的人口密度の高い用途地域内や鉄道駅周辺を中心に、土地利用ガイドプランの地域生活拠点、集落核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
郡山都市 計画区域	土地区画整理事業区域内の用途地域を中心に、土地利用ガイドプランの地域生活拠点、集落核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定
喜入都市 計画区域	鉄道駅周辺を中心に、土地利用ガイドプランの地域生活拠点、集落核を基本として、人口の将来推計や現在の都市機能集積状況、公共交通の状況等を含めて設定

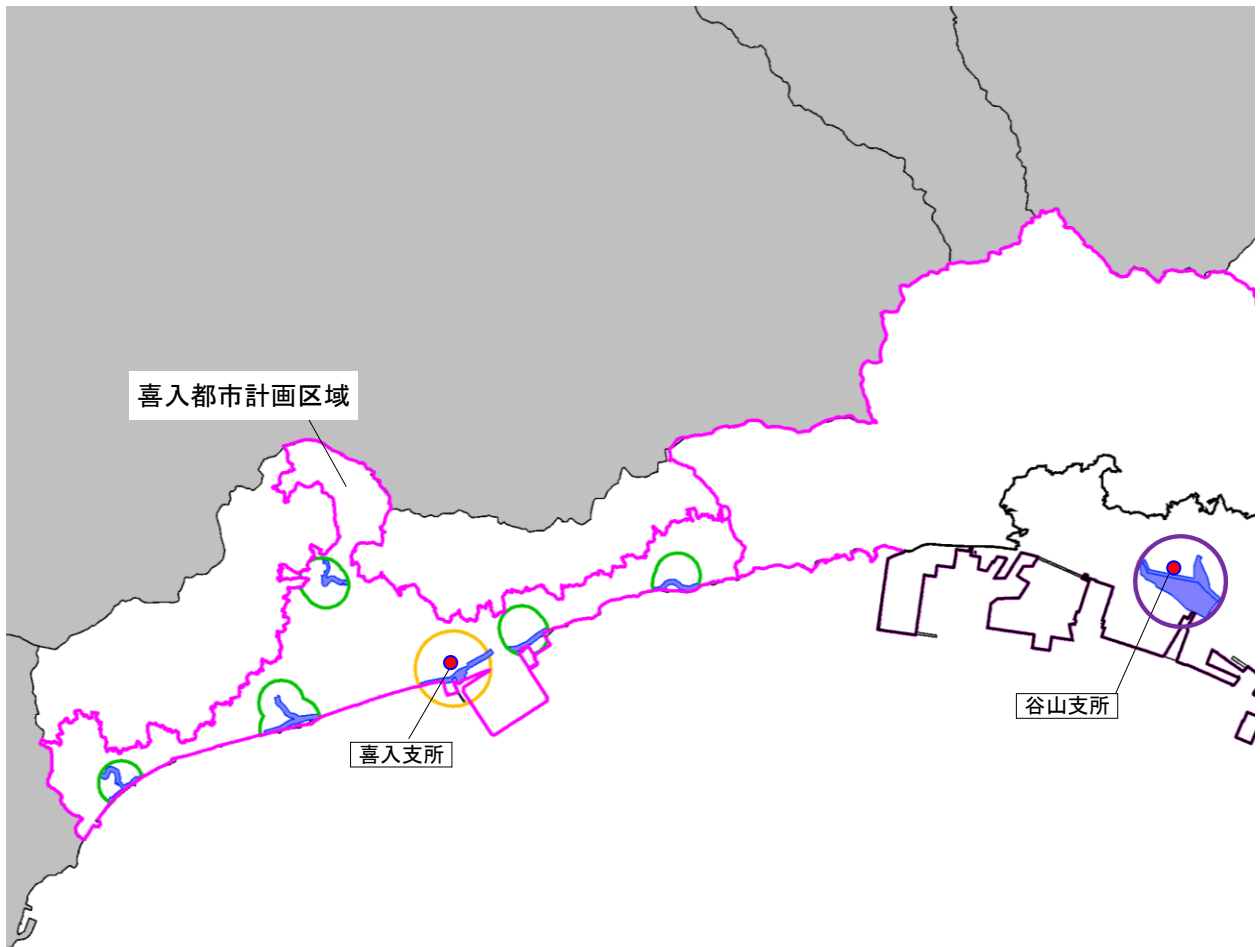


▲土地利用ガイドプランの拠点と施設集積の状況

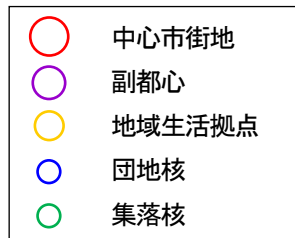
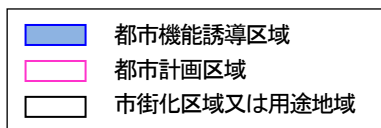
## 4.2 都市機能誘導区域の設定

施設の立地状況等を踏まえ都市機能誘導区域は以下のとおりとします。

- ①居住誘導区域内にある土地利用ガイドプランの拠点（中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核、集落核）とする。
- ②中心市街地、副都心、地域生活拠点、団地核は、土地利用ガイドプランで設定したゾーニングを基本として区域を設定する。
- ③集落核は、集落核区域内の幹線道路沿道（道路境界から50m）とする。



※円は土地利用ガイドプランの拠点を示す



▲都市機能誘導区域と土地利用ガイドプランの拠点

【都市機能誘導区域の区分】

- 都市機能誘導区域①  
中心市街地（広域商業高度集積ゾーン）、副都心（広域商業集積ゾーン）
- 都市機能誘導区域②  
中心市街地（広域交流空間形成ゾーン）、副都心（副都心形成支援ゾーン）  
地域生活拠点、団地核
- 都市機能誘導区域③  
集落核 ※幹線道路沿道（道路境界から50m）

※土地利用ガイドプランにおける拠点・ゾーンごとに都市機能誘導区域を区分

※区分の詳細については、「区域図（都市機能誘導区域・居住誘導区域）」を参照

